

## 占用料の多寡等により占用者を選定する入札制度の運用方法（案）

平成27年1月29日  
国土交通省道路局  
路政課道路利用調整室

### 1. 背景

道路は一般交通の用に供することが本来の目的であり、道路の特別使用たる占用は、原則として、道路のほかに施設等を設置する余地がなくやむを得ない場合に限って認められてきたところであり、占用希望者から申請がなされてから道路管理者によりその設置の可否の判断がなされてきたところです。

一方で、道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼさない範囲において、道路通行者の利便の増進等を図るために設置される収益性を有する施設等については、占用希望者が競合し、道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）で定められた占用料の額よりも高い額を支払ってでも占用を希望する者がいる場合が想定されます。こうした場合に、占用者を選定に当たっての手の公平性及び透明性の向上、道路の適正な管理のための財源の確保につながる占用料収入の増加を図ることができるよう、道路法等の一部を改正する法律（平成26年法律第53号）により、占用料の多寡等により占用者を選定する入札（以下「占用入札」という。）制度を導入することとしました。

占用入札により占用者を選定するに当たっては、次のとおり運用することを検討しています。

### 2. 概要

#### (1) 方針

- ① 占用入札を実施することが考えられる道路の場所としては、既存の占用者の事業撤退、道路の新設、拡幅等により道路に新たに生じた、又は道路の占用が行われていない高架下、法面、高速自動車国道又は自動車専用道路の連結路附属地等であって、周辺の土地利用状況等に鑑み、その有効活用が可能と認められる場所が想定される。  
これらの場所について、占用希望者からの申入れ等により、店舗、倉庫又は太陽光発電設備等の収益性を有し入札の対象となる施設等（以下「入札対象施設等」という。）の占用ニーズを把握した場合には、他の占用者を募集すれば希望者が競合することが見込まれることから、占用入札の実施を検討することが望ましい。
- ② 既存の占用施設等がない場所であっても、道路管理上の必要により利用している、又は利用が予定されている場所は占用入札になじまない。また、高架下に係る将来的な利用計画その他の計画等により利用が予定されている場所については、当該計画等に不整合となる場合、占用入札になじまない。
- ③ 現に占用施設等があり、適切な利用がなされている場所について、当該占用の許可期間満了前に、あらかじめ既存の占用者から当該占用施設等の占用

更新の意向を確認したときには、占用許可の更新についてのこれまでの運用を踏まえ、当分の間、占用入札を実施しない取扱いとして差し支えない。

- ④ 当該場所において占用入札の実施を検討する場合であっても、次に掲げる場合等、既存の占用を廃止し現状回復を求めることが、当該道路の管理への支障や道路利用者、地域住民又は占用者等への不利益を及ぼすと認められる場合は、占用入札になじまない。

ア 占用施設等が道路管理上の必要により設置されたものである場合

イ 沿道居住者の通路、広場、駐輪場、駐車場となっているなど、占用施設等が地域の生活環境上の役割を果たしている場合

ウ 占用施設等が地域住民の要望等を踏まえて設置されたものである場合

エ 占用施設等の譲渡等により占用者の形式的な変更が行われる場合

## (2) 入札占用指針

道路管理者は、占用入札を実施しようとするごとに、次に掲げる事項等を定めた入札占用指針を策定、公示し、占用希望者を募集する。

### ① 入札対象施設等の種類

収益性を有し占用希望者の競合が見込まれる、次に掲げる施設等を入札対象施設等とする。

ア 令第7条第2号に掲げる太陽光発電設備又は風力発電設備

イ 同条第8号に掲げる食事施設、購買施設その他これらに類する施設でこれらの道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの

ウ 同条第9号に掲げる店舗、倉庫、自動車駐車場、自転車駐車場その他これらに類する施設

エ 同条第13号に掲げる休憩所、給油所、自動車修理所

オ その他、道路管理者が占用入札に付することが適当であると認めて定める施設等

### ② 道路の占用の場所

道路管理者は、道路の交通又は構造に著しい支障を及ぼさない範囲内において占用許可が可能な範囲を決め、当該区域の範囲内において入札対象施設等のための道路の占用の場所を定める。このとき、道路管理者は、入札対象施設等の設置後においても、道路構造物の点検を適切に行うことができるようあらかじめ留意する。特に、高架下を占用の場所とする場合は、橋脚等の点検に支障が生じないように留意する。

ただし、道路の新設、改築又は修繕に関する工事が予定されている場所、国又は地方公共団体による使用が予定されている場所については、占用入札の対象としない。

### ③ 道路の占用の開始の時期

道路管理者は、占用入札関係事務の処理に要する期間等を勘案し、道路の占用の開始の予定時期を定める。

### ④ 入札対象施設等の設置に伴い必要となる清掃その他の措置

日常的な道路の点検、占用区域内の清掃、植栽の管理、放置自転車対策等、一定の面積、規模を持つ入札対象施設等を道路上に設置し、長期にわたって利用するに当たって必要となる措置を占用者に行わせる。

### ⑤ 認定の有効期間

収益性を有する施設等による道路の占用に係る事業の安定性を確保する観点から、一定程度の長期にわたる道路の占用を保証する必要があることから、占用期間を短期間に限る特段の事情がない限り、19年以上20年以内の期間を設定することを基本とする。

⑥ 占用料の額の最低額

占用入札においては、国土交通大臣が定める原則として1年の期間中における、単位面積当たりの占用料の額の多寡を比較することとし、入札占用指針に当該額の最低額を記載する。

なお、実際に落札者が支払うこととなる占用料の額は、入札額として申し出た額に道路管理者が入札占用指針において定めた面積を乗じた額となる。

**(3) 入札占用計画**

占用入札に参加を希望する者は、入札占用指針の内容及び道路の占用の基準に適合する入札占用計画を作成し、道路管理者に提出する必要がある。

**(4) 占用入札参加資格**

次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、占用入札に参加することができない。

- ① 道路占用許可の手續を履行する能力を有しないと道路管理者が認めるとき
- ② 道路の占用についての占用料を納める能力を有しないと道路管理者が認めるとき
- ③ 道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第47条の4に基づく命令又は法第71条第1項に基づく監督処分を受けて是正がなされていないとき
- ④ 法第73条第1項に基づく督促状により督促を行っているとき
- ⑤ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- ⑥ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ⑦ 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- ⑧ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- ⑨ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- ⑩ その者により道路を占用させることが、公序良俗に反し、社会通念上不適當であると道路管理者が認めるとき

**(5) 占用入札の実施**

- ① 道路管理者は、占用入札参加資格があると認めた者を参加者として、占用入札を実施し、落札者を決定する。
- ② 有効な入札を行った者のうち、入札占用指針に定められた占用料の額の最低額以上であり、かつ、最も高い占用料の額をもって入札額として申し出た者を落札者として決定する。

**(6) 入札占用計画の認定**

道路管理者は、占用入札により決定した落札者が提出した入札占用計画が適当である旨の認定を行う。

**(7) 認定入札占用計画に基づく道路の占用の許可**

道路管理者は、認定を受けた入札占用計画（以下「認定入札占用計画」という。）の提出者から、認定入札占用計画に基づく占用許可申請を受けて道路の占用の許可を行う。

**(8) その他**

道路管理者は、占用料の額に加えてその他の条件も評価の対象した上で、道路管理者にとって最も有利な者を占用者として選定する総合評価による占用入札を実施することができる。

**3. 今後のスケジュール（予定）**

平成27年 3月上旬 通知

平成27年 4月1日 施行